

食品ロス削減への取り組みにご協力を！

令和元年10月、食品ロスの削減の推進に関する法律が施行されました。市は、全国食べきりネットワーク協議会と共同で、「おいしく楽しく食べきろう」をスローガンにキャンペーンを展開しています。

買い物にでかけるときや料理を作るときは、以下の点に気を付けましょう。

- 買い物に出かける前に、冷蔵庫を確認しましょう
- ばら売り、量り売りを利用して必要な分だけ購入しましょう
- 週に1回は「冷蔵庫一掃デー」（消費期限が近い食材を使い切る日）を設定しましょう
- 自分が食べきれぬ量（適量）を見つけましょう
- 家族の予定を把握し、必要分だけ料理を作りましょう
- いつも捨てていた部分を工夫して、食材を使い切りましょう
- 使い切り、食べきりを意識して食材の保存方法を工夫しましょう

リフューズ、リターン、リカバーを加えて『6R』へ

近年、生態系や人の健康への影響が懸念されるため、海洋プラスチックごみ問題の解決が地球規模で喫緊の課題となっています。

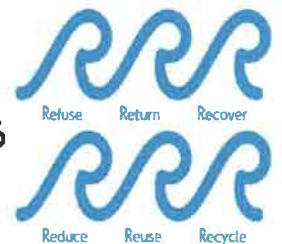
市では、海洋プラスチックごみの増加に対応するため、静岡県と連携し、プラスチックごみの発生抑制と海洋への流出防止を図る6Rの取り組みを推進しています。

これまでの3R

- **R e d u c e**（リデュース）：ごみを増やさない工夫（マイボトル、マイバッグを持つ）
- **R e u s e**（リユース）：資源を再利用、フリーマーケットなどを利用
- **R e c y c l e**（リサイクル）：分別して再び資源として利用

さらに3Rを追加した6Rを推進

- **R e f u s e**（リフューズ）：レジ袋などの使い捨てプラスチックを断る
- **R e t u r n**（リターン）：ごみの持ち帰り、店頭回収の利用
- **R e c o v e r**（リカバー）：清掃活動への参加



屋外焼却の煙に迷惑しています



野外での焼却は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2（焼却禁止）及び静岡県生活環境の保全等に関する条例100条（屋外燃焼行為の制限）で禁止されています

※屋外焼却は原則禁止されています。

一部の例外はありますが、周辺に住んでいる方の健康を害したり、洗濯物を汚したりするので屋外焼却はやめて下さい。